

## 1. 有期労働契約に関する法改正

労働契約法における有期労働契約に関する法改正が8月10日に公布されました。法改正の内容は、①5年を超える有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換、②「雇止め法理」の法定化、③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止、の3点であり、①と③は「公布の日(24年8月10日)から起算して1年以内の政令で定める日」より施行するとされ、②は公布日より施行されました。いずれも重要な内容の改正ではありますが、今回は公布日8月10日より施行された②について内容を確認します。

新たに規定される条文を見ると、有期労働契約について、ア. 過去に反復更新された有期労働契約を更新せず終了させることが期間の定めのない労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められる(実質的に期間の定めのない契約と同一視できる)、または、イ. 労働者が有期労働契約が更新されると期待することに合理的な理由があると認められる場合に、労働者の有期労働契約更新の申込み(または期間満了後遅滞なく締結の申込み)を使用者が拒絶することが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当と認められないときは、従前の労働契約と同一の労働条件で当該申込みを使用者が承諾したとみなす、とされています。ここで述べたア・イへの該当性について通達では「これまでの裁判例と同様、当該雇用の臨時性・常用性、更新の回数、雇用の通算期間、契約期間管理の状況、雇用継続の期待を持たせる使用者の言動の有無などを総合考慮して、個々の事案ごとに判断されるものであること。」(平成24年8月10日付け基発0810第2号)としています。今回の改正は企業において有期労働契約の運用を再検討せざるを得ないものとなっておりますので、①③についても追ってご案内をしていく予定です。

## 2. 最多は月平均67時間！ 残業の多い職種は？ ～月の平均残業時間は28.6時間～

株式会社インテリジェンスは、25～34歳のビジネスパーソン(正社員・契約社員)5,000人を対象に「残業時間」に関するアンケート調査を実施し、その結果を発表しました。この調査結果によれば、2012年における平均残業時間は「月28.6時間」であり、調査開始(2007年)以降、最も多くなりました。

同社では「リーマンショックによるリストラの実施や採用の抑制で人員を抑えていた中、足元の景気回復により企業で人手不足が発生し、既存社員の残業が増えていることが背景にある」と分析しています。

### ◆残業の多い職種

職種別(58職種)の平均残業時間の1～10位。(カッコ内は月平均の残業時間)

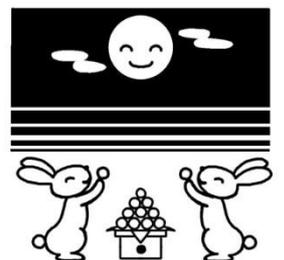
- |                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1位 映像クリエイター(67.0h)        | 2位 プロパティマネジメント(不動産業)(62.5h) |
| 3位 セールスエンジニア(製造業)(57.6h)  | 4位 コンサルタント(シンクタンク)(51.5h)   |
| 5位 広報(49.7h)              | 6位 ゲームクリエイター(45.0h)         |
| 7位 ファンドマネジャー・アナリスト(44.3h) | 8位 営業(不動産業)(41.9h)          |
| 9位 商品管理(流通業)(41.8h)       | 10位 投資銀行業務(41.3h)           |

### ◆これからの企業の対策

残業増加の要因として「景気回復」と「人手不足」が指摘されていますが、既存社員の業務量(=残業時間)が増える企業は今後も増加するのではとされています。残業時間の増加は、企業(人件費の問題)にとっても、従業員(健康上の問題)にとっても大きな負担となりますので、何らかの対策を講じる必要があるでしょう。

### ● 編集後記 ●

今年は、本場の徳島まで阿波踊りを踊ってきました。一日踊って一日は栈敷席で観覧してきました。県全体が阿波踊り一色。どっぷりとひたって日常を忘れました。観覧では今まで遭遇したこともない雷雨にも遭遇。ゲストで踊っていたお天気キャスターの石原良純さんがマイクで「この天気は私のせいではありません。みなさん、一生忘れられない思い出になるはずですよ～！」と。確かに、ある意味忘れられない貴重?な体験となりました。(秋山)



### あおぞら人事・労務サポート

特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
三鷹市下連雀 3-33-7-701  
TEL:0422-24-8625  
FAX:0422-24-8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)